

令和3年度 第10回山北町農業委員会総会 会議録			
召集年月日	令和4年1月25日(火)		
召集場所	山北町役場 防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和4年1月25日 午前9時30分	
	閉会	令和4年1月25日 午前10時45分	
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	○
	2番	二宮 慶晃	△
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	×
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	×
	推進委員 岸地区	田淵 康男	×
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	×
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	×
	会議録署名委員	4番 細谷 晋之	5番 三尋木 重夫
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、中戸川、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第10回総会会議録

令和4年1月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

- 事務局 : [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- 職務代理 : 議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 資料1ページをご覧ください。本案件は、貸付人が会社勤めのため、日中に耕作をすることが出来ないので、借受人に貸し出すものです。対象地は、[REDACTED]  
[REDACTED]の合計面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。  
資料2ページから10ページをご覧ください。貸付人は [REDACTED]  
[REDACTED]、借受人は [REDACTED] です。使用貸借権を5年間設定します。  
資料21ページが現況の写真です。遠藤推進委員に確認していただき、草刈り等が適切にされていることを確認しました。以上です。
- 職務代理 : 意見等ありますか。
- 杉山委員 : 5年間の使用貸借権の終了後、所有者は耕作を再開する予定ですか。
- 事務局 : [REDACTED] は、5年経過後も仕事を継続しているため、10年後の退職を目途に耕作を再開する予定とのことで、その間農地の管理を [REDACTED] に行っていただく形です。
- 職務代理 : その他、特になければご承認いただけますでしょうか。  
(異議なしの声) 全員。
- 職務代理 : 議案第19号については承認されました。
- 事務局 : [REDACTED]  
[REDACTED]
- 議長 : 議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 資料22ページをご覧ください。本案件は、東名高速道路ののり面排水更新工事にかかる申請です。モノレール施工ヤード、資材置場、駐車場として使用するために賃貸借権を設定し、一時転用を行います。  
資料23、24ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED]  
[REDACTED]の合計面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。貸付人は、[REDACTED]、借受人は [REDACTED]  
[REDACTED] です。  
資料33、34ページが現況の写真です。瀬戸推進委員に確認していただき、柑橘類が植えてありますが、避けてモノレールを設置するため影響はないことと思

われます。以上です。

- 杉山委員 : 工事後、農地に復元されたら農地として活用されますか。
- 事務局 : 工事後の使用方法については確認が取れていません。
- 杉山委員 : 工事後のことまで考えるのが農業委員会の仕事だと思います。
- 高杉会長 : 次回からは、一時転用後の意向を所有者に聞いて、農地としての活用を促していきましょう。
- 議長 : 他に意見等ありますか。
- 磯崎委員 : 対象地は農地パトロールで見ている場所か。
- 事務局 : 今回、農地パトロールでは確認していない場所です。
- 議長 : 他に意見等はありませんか。特になければご承認いただけますでしょうか。  
(異議なしの声) 全員。
- 議長 : 議案第 20 号については承認されました。続いて、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 資料 35 ページをご覧ください。本案件は、譲渡人が高齢のため農地の管理が難しくなったため、所有権移転を行い 2 区画の宅地分譲をするものです。  
資料 36 ページをご覧ください。対象地は、XXXXXXXXXX の合計面積 XXXX m<sup>2</sup>です。所有権を譲渡人の XXXXXXXXXX から、借受人の XXXXXXXXXX へ移転します。  
資料 46 ページが現況の写真です。田淵推進委員に確認していただき、申請地の北側には農地がありますが、日照時間等の問題があったとしても申請者の所有地のため問題がないことを確認しています。
- 杉山委員 : 現地の写真にコシクリートが見えますが、適切に転用されたということでしょうか。
- 事務局 : こちらは、農作業用の軽トラックの進入口として使用されており、農業経営上必要不可欠なものであるため、農地法の許可は不要となっています。そのため、適切に転用されていると言えます。
- 議長 : その他、意見等ありますか。特になければご承認いただけますでしょうか。  
(異議なしの声) 全員。
- 議長 : 議案第 21 号については承認されました。続いて、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 47 ページをご覧ください。本案件は、稲刈りの体験イベントを行うために使用されます。対象地は、XXXXXXXXXX の XXXX m<sup>2</sup>です。  
利用権の設定を受ける者は XXXXXXXXXX 氏、利用権を設定する者は XXXXXXXXXX 氏です。利用権の設定期間は 1 年間、賃借料は XXXX 円です。  
XXXXXXXXXX は酪農を営んでいますが、シフト制のため農作業の時間が取れることを確認しています。  
資料 56 ページが現況の写真です。山崎推進委員に確認していただき、適切に管理されていることを確認しました。以上です。

議長 : 報告案件ということで、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について事務局から説明願います。

事務局 : 内容に入る前に、適格者証明について説明します。適格者証明とは、農地等を相続した人が相続税や贈与税の納税猶予の特例を受ける場合に税務署に提出する証明書です。

57 ページをご覧ください。12 月 10 日付で、[ ] から相続税の納税猶予に関する適格者証明願いがあり、12 月 20 日付で証明書を発行しましたので報告します。対象地は、[ ] で合計 [ ] m<sup>2</sup>です。

資料 68 ページが現況の写真です。瀬戸推進委員に確認していただき、白菜や大根、玉ねぎ等が栽培されており、適正に管理されていることを確認しました。以上です。

## 5 その他

議長 : その他ということで事務局から説明願います。

事務局 : 遠藤推進委員からご報告のありました、[ ] の違反転用について報告します。本件は、農地を巡回中に農地に鉄板が敷かれ重機が置いてあることが発覚したものです。12 月 27 日の総会後に事務局で現地を確認し、12 月 28 日に直ちに農地へ復旧するようにと書いた文書を送付しました。1 月 17 日には、3 台中 2 台が移動されており。1 月 24 日には残り 1 台も移動していることを確認しました。鉄板につきましては、1 月 30 日までに撤去できると聞いています。また状況が変わりましたら報告します。以上です。

議長 : 特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。  
次回は 1 月 25 日 9 時 30 分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願います。

## 6 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10 : 45)